

行政説明①

「保健管理」

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課
指導主事 小島慶子



- 01 感染症に関すること
- 02 健康診断に関すること
- 03 健康観察について
- 04 アレルギー疾患への対応について
- 05 歯科保健について
- 06 健康相談について
 - 色覚について
 - 脳脊髄液減少症
 - 起立性調節障害
 - 視力について
 - てんかん発作時の対応
 - 重症の低血糖発作時の対応
 - 子宮頸がんワクチン
 - 生理用品の配備について
- 07 連携と組織活動について
 - 保健主事の役割
 - 学校保健委員会の活性化
- 08 その他
 - 児童生徒の心と体の健康づくり推進事業報告書
 - 献血

01 感染症に関すること

新型コロナウイルス感染症の対応について

平時における学校においては、健康観察や換気の確保、手指衛生といった感染症対策を講じつつ、感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討

平時から求められる感染症対策（マスクについては着用を求めないことが基本）

健康観察	発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼び掛け 児童生徒の健康状態を継続的に把握（ 毎日の体温チェック・提出等は不要 ）
換気の確保	気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を検討
手洗い等の手指衛生	外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導
清掃・消毒	一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により、清潔な空間を保つことが重要（ 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要 ）

01 感染症に関すること

新型コロナウイルス感染症の対応について

感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

出席停止	感染が判明した児童生徒に対しては、出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意 合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことを許容
------	---

令和5年4月28日付け 教体第141号

	基準	期間
①	児童生徒の感染が判明した場合	発症した後 5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
②	その他、校長が出席停止を必要と認める期間	校長が必要と認める期間

01 感染症に関すること

感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

臨時休業	臨時休業の意義や条件・範囲を事前に明確にし、学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲・期間で機動的に対応
------	--

令和5年5月8日施行
熊本県教育庁

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ発生時における学校の臨時休業等について

○学校の児童、生徒について、一般医療機関等で新型コロナウイルス感染症・インフルエンザと診断された者が発生した場合、在下の「県立学校における臨時休業の判断基準」を参考に、学校等の意見を踏まえ臨時休業の判断を行う。なお、学年閉鎖及び休校については感染の状況や学校行事等を踏まえ総合的に判断すること。
その後、右下記により県教育委員会等に報告する。

臨時休業を実施する期間：原則として患者との最終接触日を0日とし、4日まで休業する。

感染者等の状況	臨時休業の適用範囲
新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ感染症を合わせて、当該学校に在籍の2人以上の児童生徒が感染が広がっている状態	当該校の学級閉鎖
学年全体にまん延のおそれがあるとき	当該校の学年閉鎖
学校全体にまん延のおそれがあるとき	当該校の休校

【臨時休業をした際の報告の流れ】

```

    graph TD
      A["【市町村立】 学校"] --> B["市町村教育委員会"]
      B --> C["市町村立 学校"]
      B --> D["【県立】 県教育庁 体育保健課"]
      B --> E["【県立】 県教育庁 生涯学習課"]
      C --> F["※1 養護教諭等"]
      C --> G["※1 インフルエンザの場合のみ"]
      F --> H["県 生涯学習課"]
      G --> H
      H --> I["県 生涯学習課"]
      H --> J["県 生涯学習課"]
      I --> K["【県立学校のみ】 電話連絡後、学校等欠席者・感染情報システムに入力する"]
      J --> K
  
```

○臨時休業の報告
○情報交換

【感染が判明した時の出席停止期間】

新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を一日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を一日目として)5日を経過し、かつ、発熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで

【県立学校】
電話連絡後、学校等欠席者・感染症情報システムに入力する

【市町村立学校】
市町村教育委員会を通じて報告

01 感染症に関すること

【参考】 児童生徒等の健康診断と結核

○ 健康診断では、事前に次の6つの事項について確認する。

①本人の罹患歴

本人の罹患歴	事後措置（学校として必要な対応）
なし	対応不要
ありだが、治療している	経過観察
治療終了から2年以上経過	経過観察
治療終了から2年未満	医療機関や保健所に通っている
	医療機関や保健所に通っていない
	保健所に相談するように指導

②本人の潜在性結核治療歴（予防投薬歴）

本人の潜在性結核治療歴（予防投薬歴）	事後措置（学校として必要な対応）
なし	対応不要
あり（医療機関から経過観察不要（終了）と言われた）	経過観察
医療機関から経過観察不要（終了）と言われていない	経過観察
	医療機関や保健所に通っている
	医療機関や保健所に通っていない
	保健所に相談するように指導

③家族等の結核罹患歴

家族等の結核罹患歴	事後措置（学校として必要な対応）
なし	対応不要
あり	経過観察
	医療機関や保健所で接触者健診や指導が行われている
	医療機関や保健所で接触者健診や指導が行われていない
	保健所に相談するように指導

④結核高まん延国での居住歴

結核高まん延国での居住歴	事後措置（学校として必要な対応）
過去3年以内に結核高まん延国でも6か月以上の滞在歴なし	対応不要
過去3年以内に結核高まん延国でも6か月以上の滞在歴あり	入学時又は転入時に1回の精密検査（胸部X線検査等）の受検

⑤自覚症状（2週間以上続く咳・痰）

自覚症状（2週間以上続く咳・痰）	事後措置（学校として必要な対応）
なし	対応不要
あり	経過観察
	医療機関を受診済み
	医療機関未受診
	受診勧奨

⑥BCG接種歴

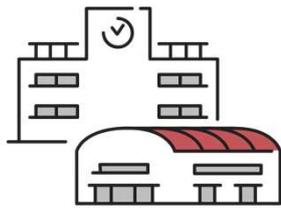
確認しておく。なお、成人においてBCGを接種する意義は明確ではない。



児童生徒の健康診断における結核にかかる事項について（入学・転入時の対応などの際に参考に）

出典：「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」（令和6年3月日本学校保健会）

02 健康診断に関すること



個

学校生活管理指導表
保健調査票

集団

健康課題の見極め
保健教育

6月30日までに実施
実施後21日以内に結果の通知

学校医
との連携

保護者
への
働きかけ



児童生徒の
自己管理能力の育成



02 健康診断に関すること

月経随伴症状等への対応



月経随伴症状とその対応について

思春期女子の約80%は月経痛、月経前症候群、月経過多などで日常生活・勉強・スポーツが妨げられている

早期の適切な治療で改善する

生徒、教員同士が相談できる環境づくりが重要

▶ 健康調査票の活用

参照：平成28年度スポーツ庁委託事業「学校における子どもの体力向上課題対策プロジェクト」

02 健康診断に関すること

月経随伴症状等への対応

令和3年12月13日付け 文科省事務連絡

婦人科的診療は健康診断の必須項目ではないが、・・・（略）・・・
毎年度定期の健康診断を実施する際の保健調査票等に月経随伴症状を含む月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談・保健指導を実施したり、必要時には産婦人科医への相談や治療につなげる



養護教諭による保健指導の例

健康課題の把握	保健調査票の記入を踏まえ、腹痛で来室した児童生徒に声をかけ、症状の詳細を聞く中で、腹痛のほか、過呼吸や落ち込み等の症状があることを把握
養護教諭による保健指導	保健体育の教科書を使用して、月経の仕組み等を説明 月経前1週間から月経時の症状の記録をつけるようすすめる 症状の記録を見ながら、月経前に様々な心身の症状があることを理解させ、規則正しい生活、症状がある時の保健室利用や市販薬を使った対処法などについて指導念のため、体の病気はないか、婦人科への受診をすすめる

02 健康診断に関すること

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について

令和6年1月22日付け 文科省通知

- * 正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要
- * 検査・診察時の服装については、**正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣**、又はタオル等により身体を覆い、配慮するとともに、正確な検査・診察のため、体操服や下着やタオルをめくるなどして視触診等を行う場合があることを、児童生徒等・保護者に事前に説明
- * 特に配慮が必要な児童生徒等については時間や場所を工夫するなど個別の対応を行うとともに、**個別の事情（欠席等）により健康診断を受けられなかった場合の対応については、保護者に事前に通知する**

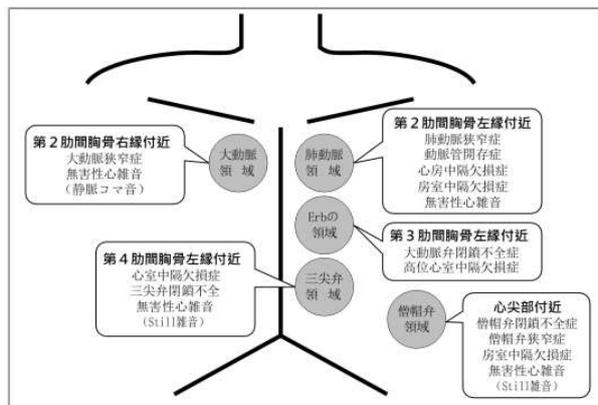
02 健康診断に関すること

特に留意が必要な検査項目と検査方法

事前に情報共有・共通理解

以下の検査においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて下着やタオル等をめくったり、下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があります

- ① 脊柱の疾病及び異常の有無
- ② 胸郭の疾病及び異常の有無
- ③ 心臓の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚疾患の有無



聴診器を当てる場所の例

02 健康診断に関すること

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応について

児童生徒等のプライバシーの保護や心情への配慮の工夫例

男女別

全ての校種
学年で

診察 スペース

ついたて等で
の仕切り

待機 スペース

脱衣・更衣
の場所確保

役割分担

同性の職員
スタッフ

服装

体を隠せる服
装・タオル等
の準備

待機

待機人数は
最小限に



03 健康観察について

健康観察の目的

「学校保健の課題とその対応～令和2年度改定～」

- * **心身の健康問題**の早期発見・早期対応を図る
- * 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、**感染拡大防止や予防**を図る
- * 子供に自他の健康に興味・関心を持たせ、**自己管理能力の育成**を図る

健康観察の留意点

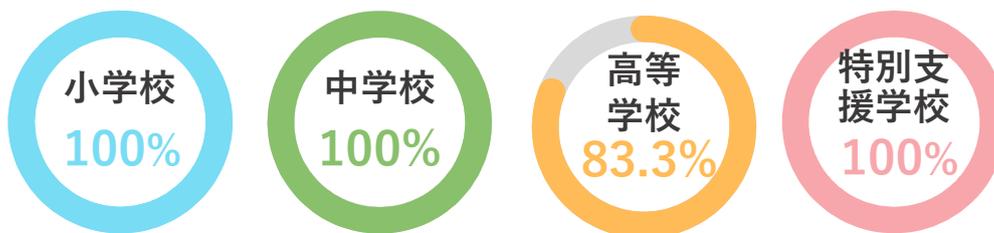
- * **複数**の観察者による観察を行う
- * 観察したことを記録・整理し、教員同士、必要に応じて保護者、関係機関等と**情報を共有すること**
- * 身体的健康だけでなく、**メンタルヘルスの視点も含める**ことが大切



令和2年度 日本学校保健会

03 健康観察について

令和5年度の健康観察実施率



学級担任等教職員が関わって実施し、結果を関係者で共有した割合

令和5年度（2023年度） 健康教育実態調査

04 アレルギー疾患への対応について

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱



令和元年度 日本学校保健会

- アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有
年度当初の児童生徒理解職員会議
共有フォルダ等で情報共有
- 日常の取組と事故防止
学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」
を踏まえた日常の取組
- 緊急時の対応
研修会・訓練等の実施
体制の整備

04 アレルギー疾患への対応について

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について

令和4年4月11日付け教体第48号

アレルギー疾患のうち、**アナフィラキシー及び食物アレルギーに該当するものについての保健医療機関の生活管理指導表の交付が、保険適用の対象**になった

本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えないこと

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して学校等に交付される管理指導表は、**当該学校の学校医に対する診療状況の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報提供する必要がある**こと

所管する自治体の対応を参照

04 アレルギー疾患への対応について

校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
 食物アレルギーのある児童生徒数	2042 (2039)	1016 (1089)	476 (535)	67 (66)
 学校生活管理指導表提出者数	1786 (1803)	801 (841)	106 (135)	60 (60)
 エピペンを処方	305 (297)	106 (138)	77 (68)	6 (7)

(人) ()内は令和4年度人数

令和5年度(2023年度) 健康教育実態調査

04 アレルギー疾患への対応について

アナフィラキシーショックの発生報告数

	R 3	R 4	R 5
小学校	2	4	2
中学校	1	0	0
高等学校	1	1	0
特別支援学校	0	0	0



令和5年度の内訳

既往歴なし、初発・・・1件

既往歴あり、エピペン所持・・・1件

発生状況・・・2件とも給食後の昼休み明け

04 アレルギー疾患への対応について

校内研修の実施状況

令和5年度（2023年度）健康教育実態調査

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
ガイドラインの内容	73.6%	71.9%	51.7%	63.6%
関係機関の連絡等の訓練	39.5%	35.0%	8.3%	31.8%
エピペンの取り扱い (エピペン所持者あり)	47.4%	36.3%	41.7%	27.3%
エピペンの取り扱い (エピペン所持者なし)	19.1%	25.0%	15.0%	18.2%
行う予定はない	3.0%	1.9%	8.3%	9.1%



在籍する児童生徒の実態に応じた研修を
緊急時を想定したシミュレーション研修でより具体的に

05 歯科保健について

むし歯の予防



はみがきで
たべかすなどを
除去する



糖などを
とりすぎない



フッ化物洗口で
歯質を
強化する

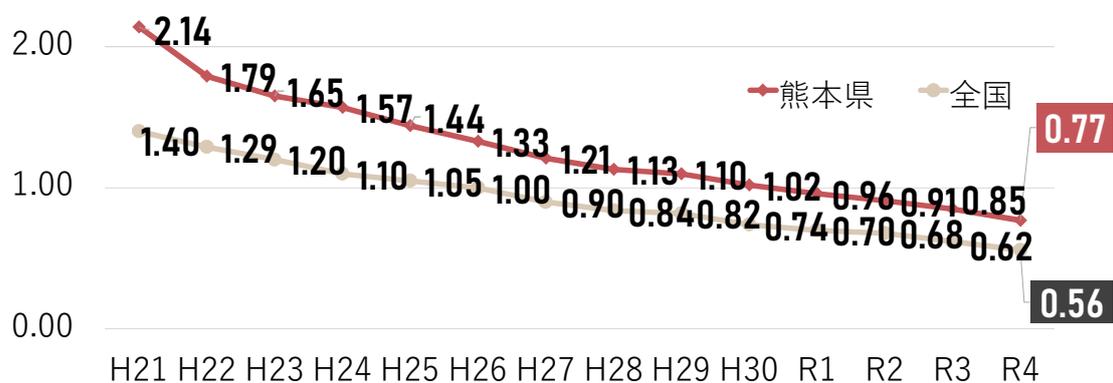


むし歯の要因は、むし歯菌、食物、歯の質の**3**つ。
だから予防法も**3**つ。

05 歯科保健について

12歳児一人平均むし歯数

(本)



県：健康づくり推進課 全国：文部科学省学校保健統計調査

06 健康相談について



令和3年度 日本学校保健会

健康相談の目的

児童生徒の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り・・・

学校生活によりよく
適応していけるよう
に支援していく



06 健康相談について

実施上の留意点

- ・ **学校保健計画に健康相談を位置付け**、計画的に実施する
- ・ 状況に応じて計画的に行われるものと随時に行われるものがある
- ・ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療的見地から行う健康相談・保健指導の場合は、事前の打合せを十分に行う
- ・ 相談の結果について **養護教諭、学級担任等と共通理解を図り**、連携して支援を進める
- ・ 健康相談の実施について周知を図るとともに、児童生徒、保護者等が相談しやすい環境を整える
- ・ 継続支援が必要な者については、校内組織及び必要に応じて関係機関と連携して実施する。



06 健康相談について

心の健康相談ハンドブック

令和6年3月28日 文部科学省通知



令和6年3月 日本学校保健会

- ▶ 児童生徒が心の状態を診断するものではなく、**児童生徒が自分の心の状態を見つめるために活用する**
- ▶ 児童生徒が回答した心の状態の**記録については、必ずしも教員に提出する必要はない**
- ▶ 体育科、保健体育科における**心の健康に関する指導において活用する**ほか、特別活動や朝の会・帰りの会をはじめ、健康観察、健康相談、保健指導など、**学校の教育活動の多様な場面**で活用することが可能
- ▶ 心の健康ハンドブック掲載の「**心の状態チェックシート**」等は**ダウンロードが可能**

06 健康相談について

色覚について

学校保健法施行規則改正（平成15年4月1日施行）
健康診断の必須項目から「色覚の検査」削除

- ①学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、**必要に応じ適切な対応ができる体制を整えること**
- ②教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、色覚の特性について**配慮を行うとともに適切な指導を行うこと**

字は大きく太く

白と黄色が見やすい

しろい
くるま

みつけた
みつけた

あおい うみ
からすが とんだ

みつけた
みつけた
みつけた
みつけた
みつけた
みつけた
みつけた
みつけた
みつけた
みつけた

06 健康相談について

脳脊髄液減少症について

平成28年4月1日から、
**硬膜外自家血注入療法(ブラッド
パッチ療法)が保険適用**

学校の管理下における負傷による
当該症状の治療で、**保険診療の対象
となるものについては、独立行政
法人スポーツ振興センターが実施
する災害給付の対象になる**

- ▶ 症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり保護者に連絡して医療機関の受診を促すなどの適切な対応が行われるようにする
- ▶ 事故後の後遺症として、通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず単に怠慢である等の批判を受け、十分な理解を得られなかったことなどの事例がある
- ▶ 教職員等の脳脊髄液減少症に関する理解を深める。必要に応じ、個々の児童生徒等の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に配慮する

06 健康相談について

視力について



子供の近視予防よくあるご質問

近視予防一般について

Q 子供の近視は、何歳から気をつけばよいですか？

A 小学校入学前、なるべく早い時期から気をつけましょう。
近視の多くは小学校3～4年生頃に発症します。
しかし、最近では低年齢化が進み、早い場合は6歳未満で近視になることがあります。
年齢が上がるにつれて近視は進行する傾向にあるため、予防は早めに取りかりましょう。

Q 近視は治せるのでしょうか？ また、一度低下した視力は回復できますか？

A 治るものと治らないものがあります。
なお、一度伸びてしまった眼軸長は、元に戻ることはないため、予防がとて重要です。
目の使い過ぎなどによる一時的な近視状態（仮性近視）は、目薬などで治療することができる場合があります。
しかし、近視による視力低下は主に、目の奥行き（眼軸長）が伸びることによって起こります（軸性近視）。一度伸びてしまった眼軸長を元に戻すことはできないと言われているため、近視は予防や早期発見がとて重要なのです。
検診で視力低下や近視を指摘された場合は、早めに眼科を受診しましょう。



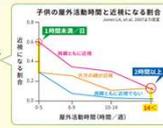
屋外活動について

Q 建物の影や木陰で過ごしても、近視予防に効果はありますか？

A 効果があります。
直射日光の当たらない建物の影や木陰でも、近視予防に必要な光の明るさ（照度として100lx～1500lx未満以上）を確保することができます。
日差しが強い場所では、熱中症や紫外線などの影響にも配慮する必要があるため、木陰などで過ごすことがよいでしょう。

Q 屋外活動は、1日2時間に満たなくてもよいのでしょうか？

A 1日2時間以下の屋外活動でも、近視の進行抑制に効果は得られる可能性があります
複数の研究結果から、近視進行を抑制するためには、1日2時間以上の屋外活動が有効とされています。
しかし、1日2時間以下の屋外活動でも近視の進行抑制に効果が得られる可能性があります。
このため、1日2時間に満たなくても、なるべく多くの時間を屋外で過ごすことが、近視抑制の観点からは望ましいと考えられます。



デジタル画面を使うときは目を離す
30cm以上
30分に1回

児童生徒の近視実態調査事業 啓発資料 (mext.go.jp)

https://www.mext.go.jp/content/20230901-mxt_kenshoku-000013234_1.pdf

06 健康相談について

てんかん発作時の対応について（座薬挿入）

学校現場で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合は想定されるが、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件*を満たす場合には医師法違反とはならない（*4つの条件は資料参照）

てんかん発作時の対応について（口腔溶液（ブコラム®）の投与について）

学校、保健所、幼保連携認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフが、口腔溶液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には医師法違反とはならない

（*4つの条件は資料参照）



武田薬品工業株式会社HPより抜粋

06 健康相談について

重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）投与について



バクスマー®を使用される
教職員または保育士などと児童・保育現場の方へ

**低血糖時の
救急処置のために**
バクスマー®点鼻粉末剤使用の手引き

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等に在籍する幼児、児童、生徒、学生又は学校等を利用する児童が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフが、グルカゴン点鼻粉末剤（「バクスマー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法（昭和23年法律第201号）違反とはならない（*4つの条件は資料参照）

出展：日本イーライリリー株式会社HP <https://www.diabetes.co.jp/consumer/usage-baqsimi/teacher>

06 健康相談について

子宮頸がんワクチン

省令3年11月26日 厚生労働省通知



報告書 厚生労働省の調査結果をまとめた

小学校6年～高校1年の女の子と
保護者の方へ大切なお知らせ

HPVワクチンについて知ってください
～あなたと関係のある“がん”があります～

厚生労働省

（HPVワクチンを受けたい）教職員と保護者の方へ

ワクチンを受けた後は、
体調に変化がないか
十分に注意してください。

厚生労働省

「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」

HPVワクチンは、平成25年（2013年）6月から積極的な勧奨を一時的に差し控えていたが、令和3年（2021年）11月に、専門家の評価により「積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当」とされ、**令和4年4月から、個別の勧奨を行うこと**になった

厚生労働省HPから抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

06 健康相談について

生理用品の配備について

令和3年4月14日付け

「内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくりに係る交付金の促進活用について」

コロナ禍における児童生徒の心身の影響を考慮した**日常的な相談体制の構築**や、生理用品等を用意できない児童生徒の**背景にある要因にも着目**し、保健室等に備えている生理用品を渡した場合に返却を求めないなどの対応とあわせて適切に支援する



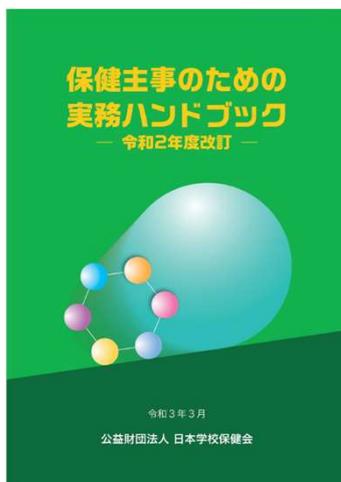
県立学校では令和4年10月から全校非対面での配布箇所設置

▶ 安心して学習できる環境づくりを

- * 衛生面への配慮
- * 一部の教職員の負担とならない組織的な対応を

07 連携と組織活動について

保健主事の役割について



令和2年度 日本学校保健会

学校保健推進のキーパーソン

【法的根拠】

学校教育法施行規則第45条
小学校においては、保健主事を置くものとする。
※中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にもそれぞれ準用する

【役割】

- 学校保健と学校全体の活動に関する調整
- 学校保健計画の作成
- 学校保健に関する組織活動の推進
- 学校保健に関する評価の実施
- 学校保健活動のマネジメント

07 連携と組織活動について

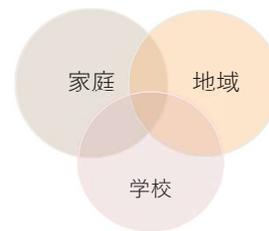
学校保健委員会の開催について

令和5年度（2023年度）健康教育実態調査

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1回開催した	43.8%	50.6%	94.1%	86.4%
2回以上開催した	52.9%	46.3%	3.9%	13.6%
開催していない	3.3%	3.1%	2.0%	0%

学校関係者が一堂に会して
学校の健康課題について検討する機会

家庭や地域と連携して健康課題の解決を目指す



08 その他

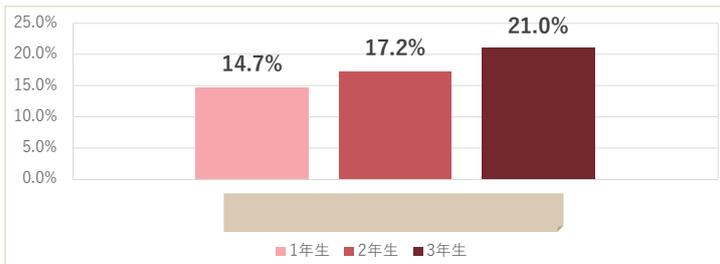
「児童生徒の心と体の健康づくり推進事業」報告書の活用



令和5年度 熊本県学校保健会

【調査項目】

- (1) 健康（ライフスタイル）に関する項目
基本的生活習慣・食習慣及び生活行動に関する項目
- (2) 喫煙・飲酒・薬物に関する項目
- (3) 心の健康に関する項目
- (4) メディアに関する項目



08 その他

献血について

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において、令和5年度までに実施された献血推進資料の活用等、献血への理解促進に向けた取組をお願いいたします。
 事務局
 令和5年4月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
 各都道府県私立学校主管課
 附属学校を置く各都立大学法人事務局
 小中高等学校を設置する学校設置会社所属する
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
 地方公共団体の学校設置会社所属

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における献血への理解促進に向けた取組について（依頼）

近年、少子高齢化の影響等により若年層（10代から30代）の献血者数の減少が顕著となっています。将来にわたって安定的な血液を確保するために、献血可能な年齢の児童生徒も含め、若年層を対象とした献血の普及啓発の重要性であり、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」に、小中学校現場での献血推進活動が盛り込まれたことです。

このたび、厚生労働省より、令和5年4月12日付け事務連絡で学校における献血推進活動について依頼（依頼参照）がございましたので、この趣意を御理解いただき、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において、令和5年度末に配布された献血推進資料を活用するとともに、都道府県赤十字献血センターが行う出前講座や学校献血等により、献血に踏み出す機会を積極的に受け入れるなど、献血への理解促進に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、文部科学省では、「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解推進事業」において、例えば、日本赤十字社の職員や医師、輸血を受けた患者等を外部講師として活用する際の経費の支援を行うこととしております。御活用ください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所属の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所属の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、附属学校を置く各都立大学法人事務局におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社所属におかれては所属の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

献血推進活動について
 厚生労働省健康局血液管理課献血推進課
 電話：03-5253-1111（内線2008）
 〔事業推進部について〕
 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課推進指導課
 電話：03-5253-4111（内線2018）

少しでも献血に触れ合える機会を生徒に提供してください

若いうちから献血に触れ合える機会を持っていただくため、献血受入を行っている日本赤十字社では、献血のきっかけづくりや、将来にわたって献血にご協力いただくための取組として、**中学校・高等学校等**に向向いての「**献血セミナー**」(スライド・映像やパンフレットを用いた学習講座)を積極的に実施しております。

献血については、平成21年7月に改訂された「高等学校学習指導要領解説/保健体育編」に「献血の制度があることについても適宜触れる」ことが追記され、令和5年6月に閣議決定された「骨太方針2023」において、小中学校現場での献血推進活動を含め献血への理解を深めることが重要とされました。

学校現場において、広報資料の配布や、出前講座、学校献血等献血に触れ合う機会の受入れについて積極的に取り組んでいただけるよう、ご協力をお願いします。

※出前講座、学校献血については、最寄りの都道府県赤十字血液センターにお問い合わせください。



児童生徒の発達段階や各学校の実態に応じた取組を

行政説明②

「保健教育」

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課
 指導主事 山科 貴裕



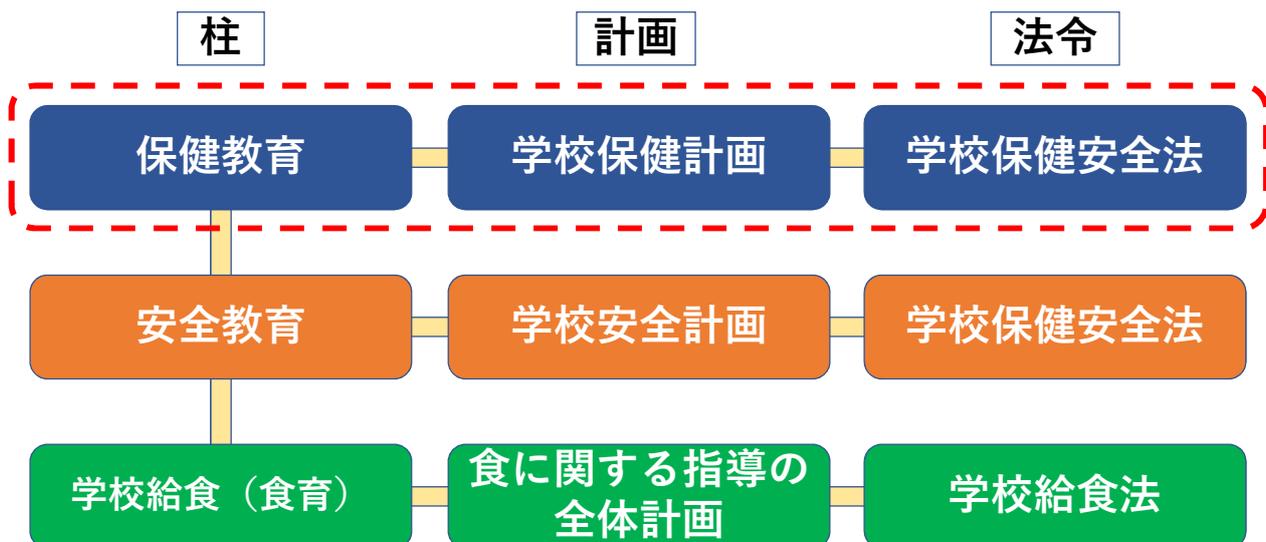
- 01 保健教育の進め方について
 (カリキュラムマネジメント)
- 02 学校環境衛生管理について
- 03 がん教育について
- 04 性に関する指導について
- 05 心の健康・精神疾患について
- 06 薬物乱用防止教育について

保健教育等「現代的な健康課題」

- 肥満・痩身 ●生活習慣の乱れ ●生活習慣病
- 心の健康・精神疾患 ●感染症 ●性に関する問題
- アレルギー疾患（食物アレルギー） ●薬物乱用
- 様々な健康情報、性・薬物等に関する情報の入手
- 栄養摂取の偏りや朝食欠食などの食習慣の乱れ
- 少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題
（がんや心疾患など生活習慣病などへの対応、仕事関連の悩みとうつ病、若い世代の出産・子育て、高齢化に伴う健康寿命の延伸）等々

※中教審答申（H28.12.21）から抜粋

学校における健康教育の三つの柱



保健教育等「保健教育の体系」

保健教育

体育科
(保健体育科)

保健領域
体づくり運動領域

特別活動

学級活動、児童生徒会活動、学校行事等
における保健の指導

総合的な学習
(探求)の時間

保健に関する横断的・総合的な学習(探求)
(福祉・健康)

その他関連する教科等
社会科、理科、生活科、家庭科、道徳科

日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導

保健教育等「保健教育の推進」

カリキュラム・マネジメント

- 学習内容は？
- どの教科等で学ぶのか？
- 集団指導か、個別指導か？

●教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる。



単元配列をどうするか

●学校教育の効果を常に検証して改善する。



PDCA
サイクル

●地域と連携し、よりよい学校教育を目指す。



外部講師活用

保健教育等「香りへの配慮について」



掲載URL:
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/cons_umer_safety_cms205_230711_01.pdf



事務連絡
 令和5年7月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
 各都道府県私立学校主管部課
 附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課 御中
 構造改革特別区域法第12条第1項の
 認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「その香り困っている人もいます」ポスター公表について

標記の件について、令和5年7月11日付け消安全第200号で消費者庁消費者安全課から、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

柔軟剤などの使用にあたっては使用量の目安などを参考に周囲への配慮を心がける

保健教育等「がん教育について」

【がん教育の目標】

- がんについて正しく理解することができるようにする。
- 健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。

本県のがん教育実施率（公立学校）

※授業での実施も計上している。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
小学校	99.4%	100%	99.7%
中学校	98.8%	100%	100%
高等学校	96.1%	100%	100%
特別支援学校	68.2%	68.2%	73.9%

新学習指導要領
 の実施に伴い、各
 学校の実態に応
 じて、確実に実施
 されている

(健康教育実態調査より)

保健教育等「がん教育について」

小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）	中学校（保健分野）	高等学校（科目保健）
<p>「健康な生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康な生活 1日の生活の仕方 身の回りの環境 <p>「体の発育・発達」（4年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 体の発育・発達 思春期の体の変化 体をよりよく発育・発達させるための生活 <p>「心の健康」（5年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 心の発達 心と体との密接な関係 不安や悩みへの対処 <p>「けがの防止」（5年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故や身の回りの生活の危機が原因となって起こるけがとその予防 けがの手当 <p>「病気の予防」（6年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気の起こり方 病原体が主な要因となって起こる病気の予防 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 地域の様々な保健活動の取組 	<p>「健康な生活と疾病の予防」（1、2、3年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の成り立ちと疾病の発生要因 生活習慣と健康 生活習慣病などの予防 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 感染症の予防 個人の健康を守る社会の取組 <p>「心身の機能の発達と心の健康」（1年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体機能の発達と個人差 生涯に係わる機能の成熟と適切な行動 精神機能の発達と自己形成 欲求やストレスへの対処と心の健康 <p>「傷害の予防」（2年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 交通事故などによる傷害の防止 自然災害による傷害の防止 応急手当 <p>「健康と環境」（3年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体对环境に対する適応能力・至適距離 飲料水や空気の衛生的管理 生活に伴う廃棄物の衛生的管理 	<p>「現代社会と健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の考え方 現代の感染症とその予防 生活習慣病とその予防と回復 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 精神疾患に予防と回復 <p>「安全な社会生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な社会づくり 応急手当 <p>「生涯を通じる健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯の各段階における健康 労働と健康 <p>「健康を支える環境づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境と健康 食品と健康 保健・医療制度及び地域の保健医療機関 様々な保健活動や社会的対策 健康に関する環境づくりと社会参加 <p>（原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修）</p>

保健教育等「がん教育について」

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）

◆これまで、学校では健康教育の一環としてがん教育に取り組んでいただいているところであるが、国の取組等を踏まえ、教材等を活用しつつ、**地域や学校の実情に応じて、外部講師を活用する**などして、学校におけるがん教育の一層の推進をお願いしたい。

本県の外部講師を活用したがん教育実施率（公立学校）

校種	令和5年度	令和4年度
小学校	12.5%	12.5%
中学校	4.4%	3.9%
高等学校	12.2%	17.3%
特別支援学校	0.0%	0.0%

（健康教育実態調査より）

【実施しなかった理由】

- ・適当な講師を見つけることができなかった。
- ・予算の確保ができなかった。
- ・時間を確保できなかった。
- ・学校の職員が指導したから。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育の推進について」

5 初版発行 第 1 号
令和 6 年 1 月 1 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健推進課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南 野 史 史

学校における外部講師を活用したがん教育の推進について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）により、最前段階から積極的に推進しており、令和 5 年 8 月に第 4 期基本計画を閣議決定したところである。

第 4 期基本計画においては、第 3 期基本計画を引き継ぎ、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、外部講師を活用しながら、がん教育が実施されることが求められています（別添 1 参照）。

現在、多くの都道府県・指定都市教育委員会において、がん教育の推進に関する協議会が設置されているほか、都道府県に設置されているがん対策に関する会議体などにおいても、がん教育の推進に関する検討が行われており、これらを通じて、外部講師の活用も含め、地域におけるがん教育の推進が図られていると見られます（別添 2 参照）。

また、令和 4 年度におけるがん教育の実施状況調査によると、がん専門医・学校医等の医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合は約 11.4%であり、前年度に比べ増加しているものの、低い状況にあります（別添 3 参照）。

文部科学省においては、平成 30 年度より、外部講師を活用したがん教育の取組を支援する事業を実施しているほか、外部講師ががん教育を実施することによっての留意事項等を示したガイドラインを作成するなど、外部講師の活用促進に取り組んできたところですが、各地域において、とりわけ、外部講師の活用を促進いただくためには、都道府県の衛生主管部局、がん診療連携拠点病院等の医療機関、医師会、がん患者・経験者の団体等との組織的な連携・協力体制を構築することが重要となります。

このため、都道府県・指定都市教育委員会においては、別紙を参考の上、衛生主管部局と連携して、がん教育の推進に関する協議会等を構築し、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、市区町村教育委員会においても、地域・学校の実情を踏まえ、がん教育の推進に関する協議会等の構築に努めていただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省においては、がん教育の推進に関する協議会の開催や外部講師の派遣等に係る経費を支援する事業を実施しているところですので、本事業の積極的な活用をお願いします（別添 3 参照）。また、文部科学省ホームページにて、授業で活用できる教材や各地域の取組事例の紹介等を行っていますので、御参考いただきますようお願いいたします（別添 4 参照）。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会においては、城内の市区町村教育委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考：関連通知）

- ・学校におけるがん教育への協力について（平成 31 年 3 月 22 日付付各都道府県・指定都市衛生主管部（局）がん対策推進課宛厚生労働省健康局長が、両府県対策事務連絡）
- ・学校におけるがん教育への協力の推進について（令和 2 年 4 月 24 日付付 2 期健康第 6 号・健が発 0434 第 3 号各都道府県衛生主管部（局）がん対策主管課長・各都道府県・指定都市教育委員会学校保健推進課長文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長・厚生労働省健康局長・両府対策課長通知）
- ・がん診療連携拠点病院等の整備について（令和 4 年 8 月 1 日付付健康 0801 第 16 号各都道府県知事宛厚生労働省健康局長通知）

都道府県・指定都市教育委員会において衛生主管部局と連携して、がん教育の推進に関する協議会等を開催し、学校における外部講師を活用したがん教育の推進していただくようお願いいたします。

【令和 6 年 1 月 1 9 日付】 「学校における外部講師を活用したがん教育の推進について」

（文部科学省）

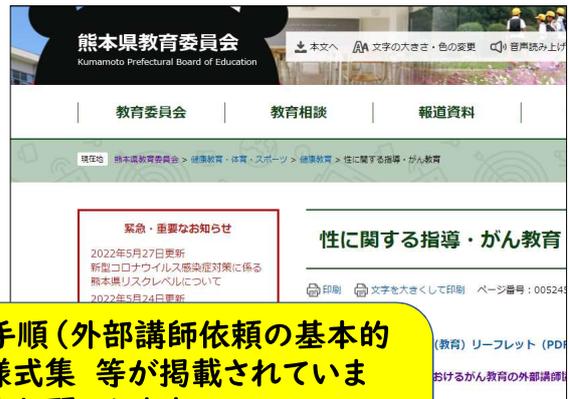
◆厚生労働省においては、平成 3 0 年 7 月に「がん診療連携拠点病院等の整備指針」を改定し、**学校からの依頼に応じて、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることをがん診療連携拠点病院等の指定要件として新たに追加**

◆各都道府県衛生部（局）がん対策主管課に対して「**学校におけるがん教育への協力について**」（平成 3 1 年 3 月 2 2 日付け）を發出し、外部講師活用体制の整備に協力依頼を行うなど、がん教育を推進してきた。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

熊本県HP→「健康づくり推進課」
→がん対策→2022年3月17日更新

熊本県教育委員会ホームページ
「体育保健課 健康教育」



●外部講師協力団体一覧、実施の手順（外部講師依頼の基本的な流れ）、外部講師依頼に関する様式集 等が掲載されています。内容を確認して、積極的な活用をお願いします。
なお、実施の際は、学校側がリーダーシップを発揮しながら計画を進めてください。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

外部講師依頼の基本的な流れ—学校—



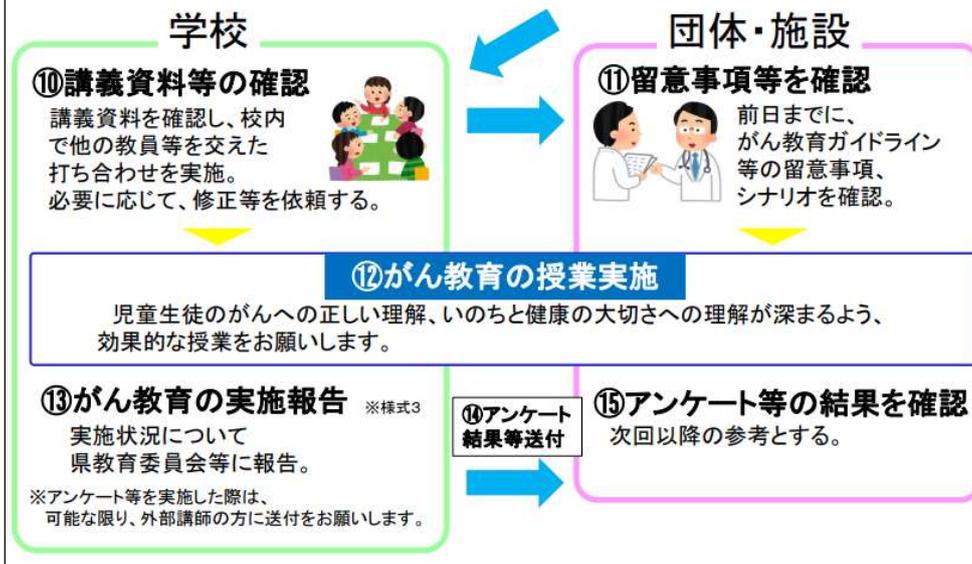
※謝金は原則として不要です。

小中学校で謝金等が必要となる場合、市町村教育委員会へ連絡後、市町村教育委員会から正式依頼を行う必要があります。

1

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

外部講師依頼の基本的な流れ—学校—



保健教育等「がん教育に関する教材・ガイドライン等」

がん教育推進のための教材（令和3年3月一部改訂）



学校においてがん教育を実施するにあたり効果的な指導が行えるよう、教材を作成。

「がん教育推進のための教材」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm

外部講師を活用したがん教育ガイドライン（令和3年3月一部改訂）



学校において外部講師ががん教育を実施するにあたり、留意すべき事項等を示すものとしてガイドラインを作成。

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm

がん教育推進のための教材補助教材について（令和3年3月一部改訂）

小学校版

補助教材



本誌 ※ねらい・授業進行方法などを紹介しています。

映像教材

映像教材①
 『がん博士の『がんについての基礎知識』』
 がんについての知識を伝える。

映像教材②
 『がんと生きる』
 がん患者の思いや考えを伝える。
 ※2名のエピソードのうち、どちらかを選択してご使用ください。

ワークシート



ポスター枠（縦書き、横書き）

中学校・高等学校版

全9モジュール分の教材を用意しています。学校での授業のねらいに合わせて自由にアレンジしてご活用ください。

スライド教材



全9モジュール分のスライドを用意しています。

補助教材



各モジュールのねらい・授業進行の方法などを紹介しています。

映像教材（小学生向け）



小学生向けには映像教材を収録しています。必要に応じてご活用ください。（詳細P.18）

オプション

保健教育等「がん教育に関する教材・ガイドライン等」

がん教育推進のための教材 映像教材について（令和6年3月）



インタビュー動画1の活用例

導入	映像資料を視聴して、がんに罹患した後の治療や生活の状況などを知る。	インタビュー動画視聴
展開①	がんの種類や特徴について調べる。 がんの原因にはどのようなものがあるか調べる。	調べ学習
展開②	がん検診の普及、正しい情報の発信など社会的な対策を充実させるにはどうしたらよいか考える。	グループの対話などの学習
まとめ	映像資料を振り返り、社会的な対策が必要であることを再確認する。	本時の振り返り



インタビュー動画2の活用例

導入	がんの死亡率や罹患率のグラフなどを示し、我が国のがんの現状を知り、本時のねらいを伝える。	がんに関する資料の提示
展開① （個別学習での調べ学習）	がんを予防するための生活習慣について調べる。 （喫煙、飲酒、食事、運動、適正体重など） がんを予防するための感染対策について調べる。	インタビュー動画視聴
展開②	がんの予防について調べたことを全体で共有する。 （班や個人で調べた内容を全体で共有し話し合う。）	調べた内容の共有
まとめ	映像資料を振り返り、社会的な対策が必要であることを再確認する。	本時の振り返り

保健教育等「性に関する指導について」

性に関連する諸課題

- 発育・発達
- 妊娠・出産
- 性感染症
- 児童虐待（性的虐待）
- LGBTQの理解
- 女性アスリートの無月経・骨粗鬆症
- 性犯罪・性被害防止
- 男女交際
- 家族計画
- 人工妊娠中絶
- 性情報の氾濫
- その他

※妊娠・出産及び家族計画に関しては、正しい知識を身に付け、探求的な学びにつなげていくことも大切です。

保健教育等「性に関する指導について」

熊本県の現状について①（データ提供：県子ども未来課）

【本県10歳代人工妊娠中絶実施数】

【10歳代人工妊娠中絶実施率】

年度	15未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
H28	2	11	28	35	76	85	237
H29	7	9	21	36	63	112	248
H30	3	7	21	37	58	85	211
R1	2	5	31	29	56	86	209
R2	1	2	15	31	53	71	173
R3	4	4	20	22	41	60	151
R4	4	1	7	16	52	77	157

年度	本県	全国
H28	5.6	5.0
H29	6.0	4.8
H30	5.1	4.7
R1	5.2	4.5
R2	4.5	3.8
R3	3.9	3.3
R4	4.0	3.6

H27年度の10歳代の人工妊娠中絶実施率は全国ワースト2位、であったが、その後は改善が見られている。令和4年度は実施数・実施率ともに前年度から増加。全国ワースト9位であった。

保健教育等「性に関する指導について」

熊本県の現状について②

【福祉犯罪被害少年の状(肥後っ子のシグナル 令和6年版より)】

年次	学職	総数(人)	未就学	小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年
5年		59	6	1	16	30	3	3
	うち女子	51	6	1	16	25	1	2
4年		66	0	0	17	40	2	7
	うち女子	53	0	0	13	33	0	7
	増減数	△7	6	1	△1	△10	1	△4
	増減率(%)	△10.6	-	-	△5.9	△25.0	50.0	△57.1

年次	法令	総数(人)	児童買春・児童ポルノ禁止法	少年保護育成条例	性的姿態撮影等処罰法	二十歳未満喫煙禁止法	二十歳未満飲酒禁止法	風営適正化法	児童福祉法
5年		59	25	24	6	2	1	1	0
	うち女子	51	25	19	6	0	0	1	0
4年		66	26	29	0	0	0	7	4
	うち女子	53	20	22	0	0	0	7	4
	増減数	△7	△1	△5	6	2	1	△6	△4
	増減率(%)	△10.6	△3.8	△17.2	-	-	-	△85.7	△100.0

- 福祉犯罪被害少年は59人。そのうち、51人が女子で、全体の86.4%を占める。
- 学識別では高校生が30人で最も多く、全体の50.8%を占め、次いで中学生が16人(27.1%)となっている。
- 福祉犯罪被害少年の中には、享乐的な風潮の影響を受けたり、規範意識の欠如、友人から誘われてなど、安易な気持ちで被害にあうケースが多い。

子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようになることが課題

保健教育等「性に関する指導について」

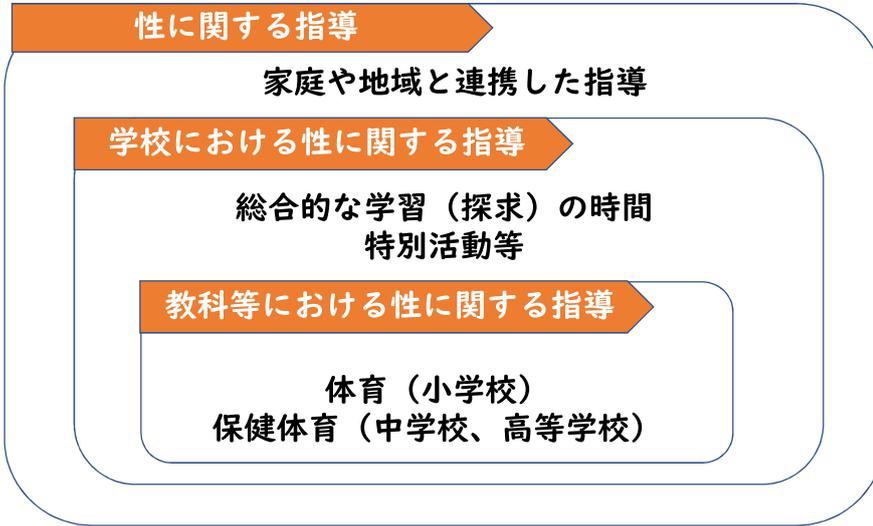
学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について(答申)(抄)H20.1.17

保健教育等「性に関する指導」

性に関する指導のイメージ



保健教育等「性に関する指導について」

小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）	中学校（保健分野）	高等学校（科目保健）
<p>「健康な生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康な生活 1日の生活の仕方 身の回りの環境 <p>「体の発育・発達」（4年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 体の発育・発達 思春期の体の変化 体をよりよく発育・発達させるための生活 <p>「心の健康」（5年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 心の発達 心と体との密接な関係 不安や悩みへの対処 <p>「けがの防止」（5年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故や身の回りの生活の危機が原因となって起こるけがとその予防 けがの手当 <p>「病気の予防」（6年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気の起こり方 病原体が主な要因となって起こる病気の予防 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 地域の様々な保健活動の取組 	<p>「健康な生活と疾病の予防」（1、2、3年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の成り立ちと疾病の発生要因 生活習慣と健康 生活習慣病などの予防 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 感染症の予防 個人の健康を守る社会の取組 <p>「心身の機能の発達と心の健康」（1年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体機能の発達と個人差 生涯に係わる機能の成熟と適切な行動 精神機能の発達と自己形成 欲求やストレスへの対処と心の健康 <p>「傷害の予防」（2年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 交通事故などによる傷害の防止 自然災害による傷害の防止 応急手当 <p>「健康と環境」（3年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体への環境に対する適応能力・至適距離 飲料水や空気の衛生的管理 生活に伴う廃棄物の衛生的管理 	<p>「現代社会と健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の考え方 現代の感染症とその予防 生活習慣病とその予防と回復 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 精神疾患に予防と回復 <p>「安全な社会生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な社会づくり 応急手当 <p>「生涯を通じる健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯の各段階における健康 労働と健康 <p>「健康を支える環境づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境と健康 食品と健康 保健・医療制度及び地域の保健医療機関 様々な保健活動や社会的対策 健康に関する環境づくりと社会参加 <p>(原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修)</p>

保健教育等「性に関する指導について」

性に関する指導（教育）リーフレット

○令和2年3月完成
各学校へ1部配付済み。

○県教委ホームページにも掲載

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/117247.pdf>からダウンロード可

各学校の管理職、保健主事及び生徒指導主事等にも本リーフレットを周知し、事案発生時をはじめ、校内外の研修及び事例検討会等に活用いただきますようお願いいたします。

文部科学省委託 令和元年度 学校保健総合支援事業
性に関する指導（教育）リーフレット
～「専門的・組織的な個別指導」の充実を目指して～

学校における性に関する指導（教育）は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を目的としています。「性」を人格の基本として「心理的・社会的側面」などから総合的に捉え、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒に科学的知識を伝えることで、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づき、児童生徒自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるように育成することが重要です。

性に関する指導（教育）では、次のことに留意して行うことが大切です。
 ○児童生徒の発達段階を踏まえる。 ○学校全体で共通理解を図る。
 ○家庭・地域との連携を促進し、保護者や地域の理解を得る。
 ○個別指導と個別指導の連携を密にして効果的に行う。

【個別指導と個別指導の連携について】
児童生徒への性に関する指導に当たっては、個々の発達に必要となる指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から取組むことが効果的です。
個別指導の厚は、教員の共通理解を固め、家庭の理解を得ることに配慮し、スクールカウンセラー（以下S.C）、スクールソーシャルワーカー（以下S.S.W）や地域の相談機関と連携を図ることが指導の充実につながります。

【個別指導における留意点】
個別指導では集団指導で学習した知識を補充し、一歩踏み込んだ具体的な指導をしていくことも考えられます。児童生徒や保護者からの相談には、カウンセリングマインドで臨み、プライバシーに配慮し、学校という場の中で共通理解が得られるような指導を行います。個別指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらを関連させて指導していくことが重要です。

【専門的・組織的な個別指導のイメージ】
個別指導では、専門性のあるアドバイス等や組織のかかりによって、児童生徒の発達段階に応じて思考判断させることで、適切な意思決定や望ましい行動等につなげることが重要です。

知識習得型の個別指導	指導員調整型の個別指導	移行行動型型の個別指導	思考判断型型の個別指導
・性に関する知識を習得する目的 ・性に関する知識を習得する目的 ・性に関する知識を習得する目的 ・性に関する知識を習得する目的	・教科やルーティンなどから ・教科やルーティンなどから ・教科やルーティンなどから ・教科やルーティンなどから	・専門的・組織的な協力による ・専門的・組織的な協力による ・専門的・組織的な協力による ・専門的・組織的な協力による	・児童生徒に意思決定させることで ・児童生徒に意思決定させることで ・児童生徒に意思決定させることで ・児童生徒に意思決定させることで

熊本県教育委員会

保健教育等「外部講師を活用した性に関する指導について」

事務連絡
令和5年3月29日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を含む各公立大学法人附属学校事務主管課 副中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校教育委員会担当課
厚生労働省社会・援護局児童保健課社会政策課
文部科学省初等中等教育課健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

【令和5年3月29日付 事務連絡】
「**成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針**」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」
(文部科学省・厚生労働省)

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について

政府においては、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠者に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第11条第7項に基づき、令和5年3月22日、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）の変更を閣議決定しました。

成育医療等基本方針においては、「成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項」として、別紙のとおり、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンプレッションケアの推進を含め、需要に的確に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされ、そのための、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、指導員への研修や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどが盛り込まれています。

このことを踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の質的な実施に努めようとお考えします。これまでも「健やか親子21（第2次）の中間評価に関する検討報告書」を踏まえ、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼してまいりましたが、各自治体においては、教育委員会と保健所局とが連携し、必要に応じて、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育においては、各教科等の指導や教育課程外の講座等に産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用したり、産婦人科医や助産師等の専門家を連携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いします。

なお、厚生労働省の成育医療等「性と健康に関する相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する指導等を実施する医師や助産師等への支援を行っています。当該取組が子ども家庭庁に移管される令和5年度以降も、当該支援を継続する予定ですので、保健所局と教育委員会と連携し、御活用いただくようお願いいたします。

◆令和5年3月22日 閣議決定
「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンプレッションケアの推進を含め、需要に的確に対応した切れ目のない支援体制を構築すること

- ・児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施
- ・各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家の活用

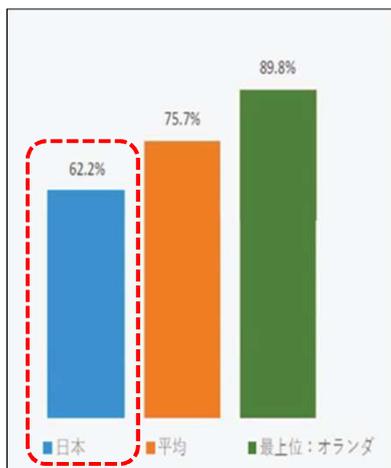
保健教育等「先進国の子どもの幸福度ランキング」



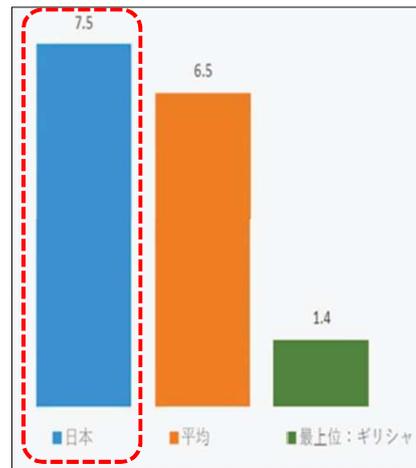
ユニセフ報告書「レポートカード16」より

保健教育等「精神的幸福度（先進国の子どもの幸福度ランキング）」

15歳時点での生活満足度の高い子供の割合



15~19歳の若者の自殺者
(10万人当たりの自殺者)



ユニセフ報告書「レポートカード16」より

保健教育等「心の健康・精神疾患について」

【高等学校学習指導要領保健体育編解説より】

(オ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

(オ) 精神疾患の予防と回復

⑦ 精神疾患の特徴

精神疾患は、精神機能の基盤となる心理的、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。また、**うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが罹患しうること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であること**などを理解できるようにする。その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、**ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖(しへき)行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。**

保健教育等「学校におけるギャンブル等依存症などの予防に関する教育について」



* 医学的には「嗜癖」というが、一般的には「依存」といわれている。

図1 物質依存と行動嗜癖

保健教育等「学校におけるギャンブル等依存症などの予防に関する教育について」

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定） 「5 学校教育における指導の充実」

【目標と具体的取組】

- 文部科学省は、新たに精神疾患を取り上げることとした高等学校学習指導要領の令和4年度からの実施に向けて、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げることとした高等学校学習指導要領解説に基づき、以下の取組を推進。
- 令和元年度以降、各種研修会等で、全国の学校体育担当指導主事等に対し、高等学校学習指導要領を周知。
 - 令和元年度以降、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料を周知し、その活用を促進。
 - 令和元年度中に、発達段階に応じた子供向け啓発資料を作成。

高等学校学習指導要領（平成30年3月公示）における記載例

【保健体育】〔保健〕2 内容

- (1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 現代社会と健康について理解を深めること。
- (イ) 精神疾患の予防と回復
- 精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

【高等学校学習指導要領解説（抄）】

ア 知識

(イ) 精神疾患の予防と回復

② 精神疾患の特徴

精神疾患は、精神機能の基盤となる心理的、生物学的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。

また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが思いうること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることを理解できるようにする。

その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖（しへき）行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。

教師向け指導参考資料

『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（平成31年3月）

・目的：ギャンブル等依存症を含む依存症に関する指導を行うため。

・主な対象：高等学校等教職員

・内容

- 1 「依存症」とは
 - ① 依存症
 - ② 行動嗜癖を生み出す要因
 - ③ やめられなくなる脳の仕組み
 - ④ 行動嗜癖が及ぼす影響
 - ⑤ 行動嗜癖の疾患としての位置付け
- 2 嗜癖行動について
 - ① ギャンブル等
 - ② ゲーム
- 3 行動嗜癖への対応
 - ① 学校における教育
 - ② 家庭との連携
 - ③ 相談機関・専門医療機関の活用



子供向け啓発資料

「行動嗜癖を知っていますか？」ギャンブル等にのめり込まないために（令和2年3月）

・目的：ギャンブル等依存症を含む依存症に関する指導を行うため。

・主な対象：高等学校生徒

・内容

- 1 「嗜癖」とは
 - 物質依存と行動嗜癖
- 2 嗜癖行動について
 - 行動嗜癖を生み出す要因
 - 行動嗜癖による様々な影響
- 3 ギャンブル等にのめり込むことにより問題化するプロセス
- 4 行動の振り返りと5年後の自分



保健教育等「薬物乱用防止教育について」

熊本県の現状【令和6年度版肥後っ子のシグナルより】

薬物乱用少年の年別推移



区分	年次	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
総数(人)		3	1	3	2	7	4	14	5	14	16
大麻		1	0	1	0	6	2	12	5	13	15
覚醒剤		2	1	1	2	1	2	2	0	1	1
危険ドラッグ		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

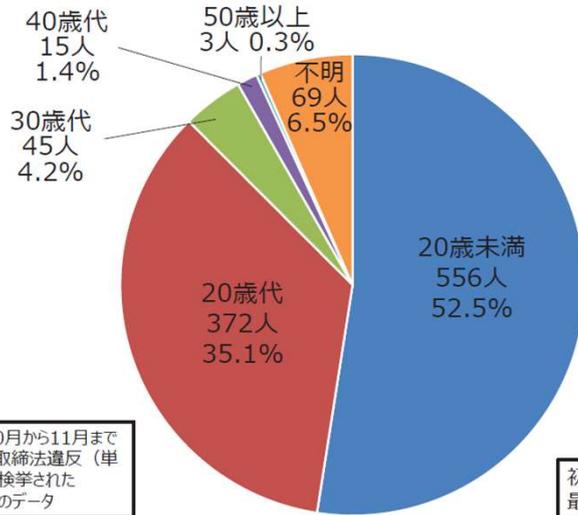
※大麻には、麻薬等取締法、麻薬等特例法で検挙した大麻事犯を含む。

- R5年度の薬物乱用少年は16人で、前年に比べ2人増加している。
- 区分では、大麻事犯が15人と、近年大麻が増加傾向にある。



学校教育において、薬物の危険性、有害生徒について正しく理解させるなど、薬物乱用防止教育の一層の充実を図る必要がある。

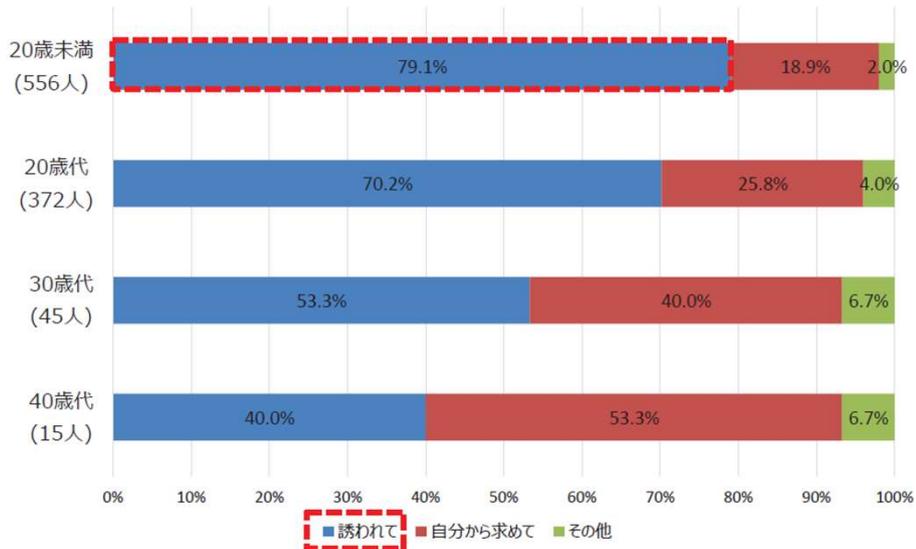
保健教育等「薬物乱用防止教育について」 大麻を初めて使用した年齢（国）



令和5年10月から11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された1,060人分のデータ

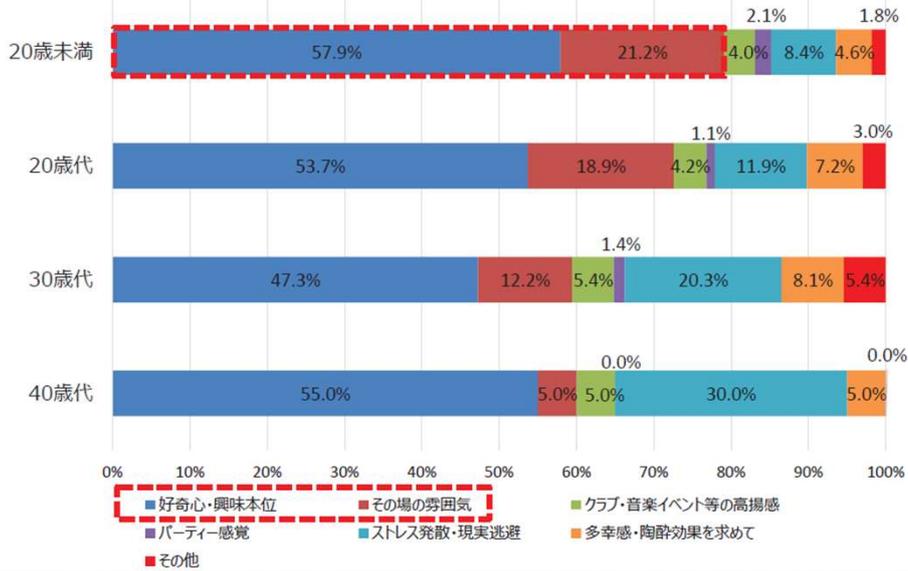
初めて使用した年齢
最年少 11歳（1人）

保健教育等「薬物乱用防止教育について」 大麻を初めて使用した経緯（国）



■ 誘われて ■ 自分から求めて ■ その他

保健教育等「薬物乱用防止教育について」 大麻を初めて使用した動機（国）

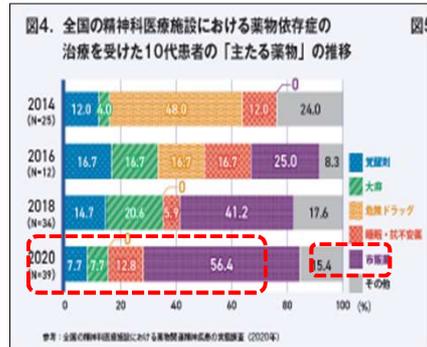
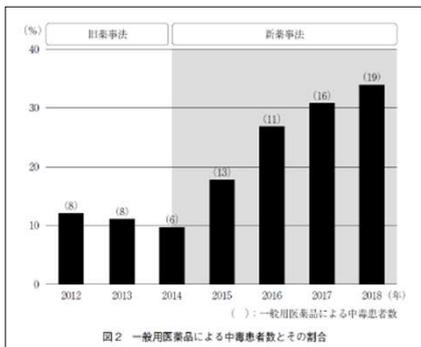


保健教育等「薬物乱用防止教育について」

新たな課題

一般用医薬品の乱用【オーバードーズ】

- ・一般用医薬品の乱用による救急搬送事例の増加
- ・薬物依存症の治療を受けた10代患者の56.4%が市販薬での依存である。
- ・コロナ禍で、一般用医薬品の過剰摂取が増加している。



第1回医薬品の販売制度に関する検討会 資料2 検討会の進め方より

保健教育等「第六次薬物乱用防止五か年戦略」

※令和5年8月薬物乱用対策推進会議

戦略策定に向けた5つの視点

・大麻乱用期への総合的な対策の強化 ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化 ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化 ・国際的な人の往来増加への対応強化 ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

<国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資料への反映

<デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資料への反映による内容の充実

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

<関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施>

- 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

<治療等を提供する医療機関等の充実・強化>

- 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
- 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

<大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討>

- 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
- 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

<薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進>

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

<巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り>

- サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
- 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り

<新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制>

- 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
- 未規制物質等の迅速な指定の推進

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

<密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化>

- 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
- 合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上

<大麻、大麻製品等の密輸事犯への対応強化>

- コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
- 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化

<国際的な人の往来増加への対応としての水際対策>

- ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

<各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化>

- 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
- 国際機関等との情報共有体制の強化

<我が国の薬物乱用政策の積極的な発信>

- 国際的な理解獲得のための積極的な発信
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

<海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化>

- 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
- 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

保健教育等「薬物乱用防止教育の推進」（第六次薬物乱用防止五か年戦略）

目標1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するため、また、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るため、以下のような取組を行う。

(薬物乱用防止教育の内容の充実強化)

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の**学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。**（文部科学省）
- ・ 児童生徒が、**薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。**（文部科学省）
- ・ 薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を作成・配布する。（厚生労働省、警察庁、文部科学省）

保健教育等「薬物乱用防止教育の推進」（第六次薬物乱用防止五か年戦略）

（薬物乱用防止教室の充実強化）

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。（文部科学省、警察庁）
- ・ 関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省）
- ・ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。（文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省）

（研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上）

- ・ 薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資材等を提供するなどし、指導方法及び指導内容の充実強化を図る。（文部科学省、警察庁、厚生労働省）
- ・ 教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会の充実を図る。（文部科学省）

（大学等の学生等に対する薬物乱用防止のための啓発の推進）

（薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進）

4

熊本県では、薬物乱用防止教室について、小学校、中学校、高等学校等の全ての学校において、100%実施をお願いしています。

保健教育等「薬物乱用防止教育について」

薬物乱用防止教室実施状況(熊本県内公立学校)

校種	令和5年度	令和4年度	令和3年度
小学校	98.0%	99.1%	98.8%
中学校	99.0%	99.4%	97.0%
高等学校 (全日制)	94.0%	96.2%	90.7%
高等学校 (定・通)	89.0%	89.0%	88.9%
特別支援 学校	59.0%	64.0%	52.2%

（健康教育実態調査より）

薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）



・主な対象: 小中高等学校
 ・制作: 令和6年3月
 ・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>



第3章 薬物乱用防止教室の進め方

3. 薬物乱用防止教室の内容、対象、講師の例

内容	対象	指導者
薬物乱用・依存の成り立ち		
薬物と体	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官、薬務行政の担当者など
薬物と乱用		
薬物乱用の現状		
喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響		
喫煙と健康（受動喫煙を含む）	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官、薬務行政の担当者など
飲酒と健康		
有機溶剤（シンナー等）の害		
覚醒剤の害		
大麻の害		
医薬品の過量服薬の害	中学校以上	
薬物乱用と依存の悪循環		
麻薬やその他薬物の害	高等学校以上	

薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）

小学校学習指導要領（平成29年告示）抜粋

第1章 第4 児童の発達の実現

1 児童の発達を支える指導の実現

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教員の活用を図ること。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編抜粋

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実（第1章第4の1の(4)）

また、指導体制の工夫に当たっては、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにすることが大切である。その具体例としては、専科指導やチーム・ティーチング、合同授業、交換授業などが考えられ、各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。また、食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する薬理教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること、学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参画・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。

中学校学習指導要領（平成29年告示）抜粋

第1章 第4 生徒の発達の実現

1 生徒の発達を支える指導の実現

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 (4) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教員の活用を図ること。

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編抜粋

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実（第1章第4の1の(4)）

また、指導体制の工夫に当たっては、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにすることが大切である。その具体例としては、チーム・ティーチング、合同授業などの実際の指導場面におけるもののほか、指導者の作成、教材・教員の開発、共同研究や研修、他の学校との連携、協力が考えられ、各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する薬理教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること、学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参画・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）抜粋

第1章 総則 第5款 生徒の発達の実現

1 生徒の発達を支える指導の実現

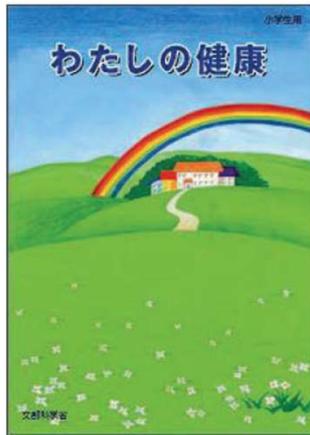
教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 (5) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教員の活用を図ること。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説総則編抜粋

5 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実（第1章総則第5款1(5)）

また、指導体制の工夫改善に当たっては、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにすることが大切である。教師の協力的な指導の具体例としては、チーム・ティーチング、合同授業などの実際の指導場面におけるもののほか、指導者の作成、教材・教員の開発、共同研究や研修、他の学校との連携、協力が考えられ、各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する薬理教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること、学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参画・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。

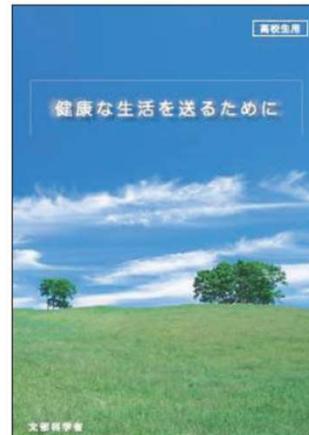
喫煙、飲酒、薬物乱用防止の参考資料



(令和3年3月作成)
掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm



(令和2年度版)
掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm



(令和2年度版)
掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm



喫煙、飲酒、薬物乱用防止の参考資料



・主な対象: 小学校
・制作: 平成31年3月
・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334052.htm



・主な対象: 中学校
・制作: 令和2年3月
・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1354075.htm



・主な対象: 高校生
・制作: 令和3年3月
・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1371839.htm



喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料等



・制作: 令和2年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/235>



・制作: 令和3年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/245>



・制作: 令和4年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/261>



・主な対象: 小中高等学校
・制作: 令和6年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>



最後に・・・

保健教育の充実のためには、
学校全体で、**全教職員**の協力のもと、**家庭**や**地域**、**関係機関**等と**連携**して**取り組む**必要があります。

行政説明③

「給食・食育」

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課
指導主事 川口 志穂



- 01 体育保健課の取組の方向
- 02 学校給食の目標
- 03 基準に基づく適正な給食の提供
- 04 県産食材の活用
- 05 衛生管理
- 06 事後防止及び非常時の対応
 - 食中毒
 - 異物混入
 - 食物アレルギー
 - 窒息事故
- 07 食生活の現状と課題
 - 朝食摂取率の推移
 - 肥満傾向児
- 08 学習指導要領における食育の位置づけ
- 09 健康教育実態調査から

令和6年度（2024年度）体育保健課取組の方向～給食食育関連～

<重点努力目標>

2 健康教育の充実と保健・給食管理の徹底

- (1) 生涯にわたる健康的なライフスタイルの実現に向けて、学校における保健教育及び**食育の充実**を図る。
- (2) 日常の健康的な生活を支えるための適正かつ計画的な保健管理及び**給食管理の一層の推進**を図る。
- (3) 学校内外の各種委員会や協議会等を活用した**組織的対応の推進による健康課題の解決**を図る。

令和6年度（2024年度）体育保健課取組の方向～給食食育関連～

<施策の重点>

1 保健教育・食育の充実

- (4) 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の充実
- (5) 朝食摂取等の望ましい食習慣を育む食に関する指導の充実

2 保健・給食管理の徹底

- (5) 学校給食衛生管理基準及び各種マニュアルに基づいた学校給食における衛生管理の徹底
- (6) 学校給食実施基準に基づいた適正な学校給食の提供
- (7) 県産食材を積極的に活用した学校給食の提供

3 組織的対応の推進

- (1) 学校保健委員会における課題解決に向けたテーマ設定と協力体制の整備
- (2) 食物アレルギー対応委員会を活用した基本方針策定の徹底
- (3) アレルギー対応マニュアルの充実及び職員研修の実施

学校給食の目標

学校給食法 第2条

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食実施基準に基づく適正な学校給食の提供

学校給食実施基準

*学校給食実施基準等の一部改正について
(令和3年2月12日付け文部科学省)

- ◇児童又は生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出
- ◇児童生徒の一人1回あたりの全国的な平均値
- ◇児童生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し**弾力的に運用**



集団の特性を把握 ⇒ 提供する給食の給与栄養量を算定
⇒ 給食配膳、食事指導等の実態 ⇒ 評価

県産食材を積極的に活用した学校給食の提供

【食育推進事業】

望ましい食習慣の形成を目的とした学校における食育の推進を図る中で、学校給食における「ふるさとくま(熊)さん(産)デー」の取組み及び郷土料理提供等により、地場産物の活用を促進し、県内の自然や食文化、産業についての関心・理解の深化を図る。



HP：くまもとのアグリ&フード

学校給食における衛生管理

学校給食衛生管理基準に沿った学校における衛生管理

(1) 施設設備の衛生管理

配膳室、外部業者から直接納入される食品の検収、水道水、教室やランチルーム等の食事環境、廃棄物の処理など

(2) 検食

責任者を定め、確認、記録

給食当番チェックリスト

- 下痢をしているものはいない。
- 発熱、腹痛、嘔吐をしていない。
- 衛生的な服装をしている。
- 手指は確実に洗浄した。

(3) 給食当番活動

学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況を記録

(4) 学級担任等の役割

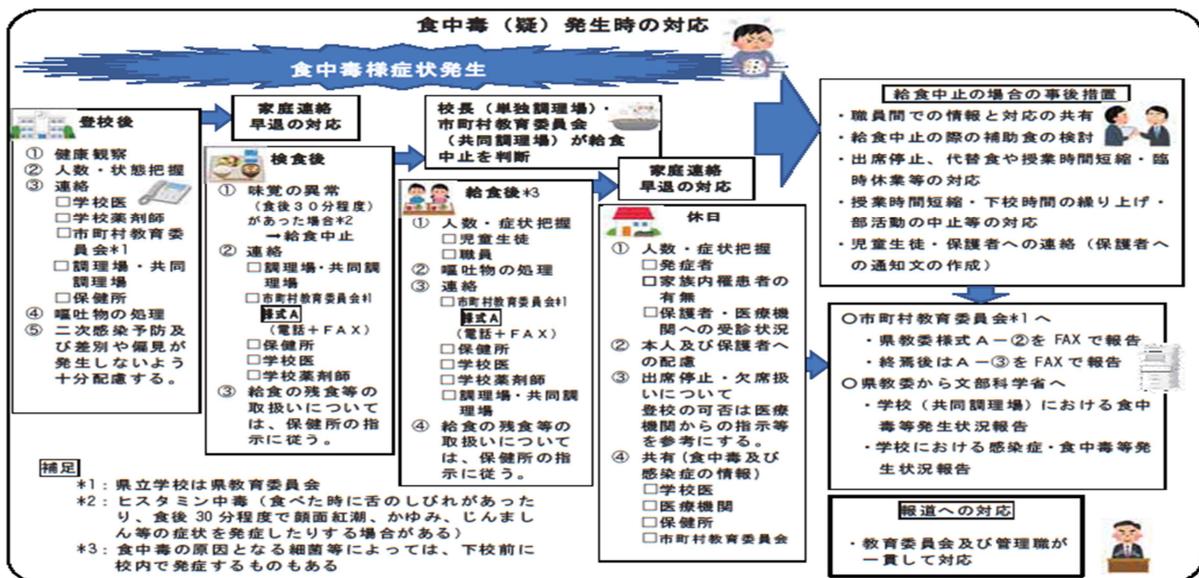
衛生管理に配慮した給食指導の充実、マニュアル等に沿って適切に対応

(5) 給食時に発生した嘔吐物の処理

当該・周囲の児童生徒への対応、嘔吐物や食器具の処理

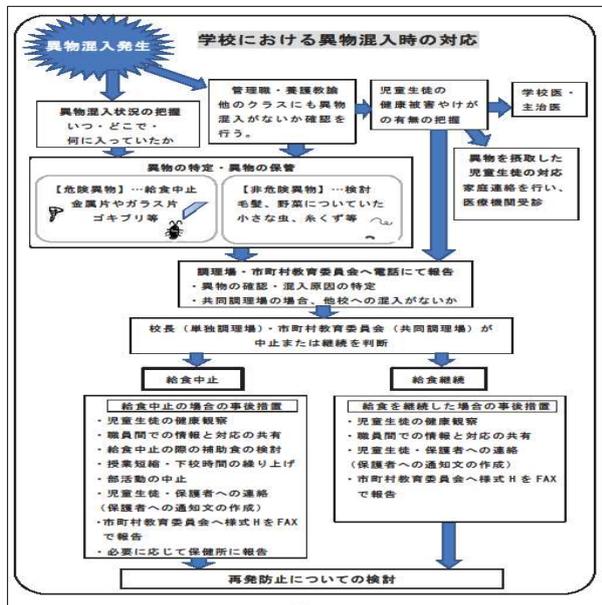
食に関する指導の手引き ～第二次改訂版～ より

学校給食に関わる事故防止及び非常時の対応【食中毒】



出典：学校給食の手引き～運営・管理編～熊本県教育委員会平成30年3月

学校給食に関わる事故防止及び非常時の対応【異物混入】



様式H
学校給食における異物混入発生状況（連報・追加）
年月日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 _____
報告者：職名（ ） 氏名（ ）

学校・調理場名			
学校長・調理場長名	学年・学級		
発生年月日	年 月 日（ ）	時 分	頃
発生場所			
異物名			
健康被害の有無	【有・無】 有の場合は、児童生徒名及び被害の程度		
概要	※ 発生の経過、異物混入の程度、学校の対応、医療機関との連携等		
その他の参考事項	※ 他の児童生徒の健康状態等		
その後の経過			
※受信日	年 月 日（ ）	時 分	頃；受信者（ ）

発生の程度、下記の順序で電話又はFAXにより連絡する。内容は報告書のとおり。
 ① 単立学校 → 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁県立学校教育局体育保健課
 ② 市町村立学校 → 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁県立学校教育局体育保健課

注

1. 体育保健課に関わる事故が起きたら、この様式より電話かFAXで未遅延に連絡する。
2. 連絡の場合は、「その後の経過」の欄は記入しない。
3. 追加が必要となった場合は、連絡に使用した用紙を添付し、「その後の経過」の欄に記入し報告する。
4. 又は事後報告書で記入する。
5. 終了後、学校長は、詳細な事故報告書を提出する。

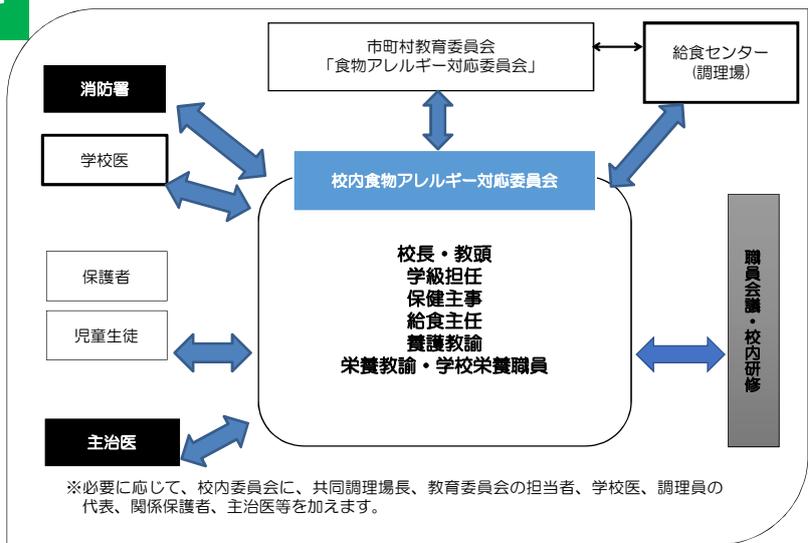
学校給食に関わる事故防止及び非常時の対応【食物アレルギー】

食物アレルギー対応指針

各市町村ごとに
対応方針を決定



学校総体で組織的な対応



学校給食におけるリスクマネジメント【食物アレルギー】

食物アレルギー対応

- ・校内アレルギー対応委員会等を開催し、全教職員の共通理解のもと組織で対応
 - ・全教職員が食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急時の対応について共通理解
 - ・給食の受け取りに際しては、決められた確認作業（指さし声出し）を決められたタイミングで行い、誤食を予防
 - ・主に対応を行っている学級担任等が不在となる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎ
 - ・文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、事故発生時を想定した校内研修を実施
- ※緊急時の対応については、文部科学省作成のDVD、熊本県教育委員会作成の「学校におけるアレルギー対応の手引き」等を活用し、全教職員で共通理解

食に関する指導の手引 ～第二次改訂版～ より

学校給食に関わる事故防止及び非常時の対応【窒息事故防止】

窒息事故防止

- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導
- ・早食いは危険であることを指導
- ・給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察
- ・咀嚼及び嚥下の能力は個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解
- ・特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さない

食に関する指導の手引 ～第二次改訂版～ より

学校給食に関わる事故防止及び非常時の対応

様式 4
食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

《連絡の流れ》

年 月 日 時 分現在

学校名 (調理場名)	
校長名 (場長名)	
連絡先	

ヒヤリハット 事例報告者 職名		氏名	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃		
発生場所			
原因	給食 表示見落とし・調理中の混入・配膳の取違え・記載漏れ・その他 () 給食以外の活動		
内容	※必要に応じて添削提出		
再発防止 対応策	※必要に応じて添削提出		
その他 参考事項			

【報告を要するヒヤリハットの内容】
 ① 類似事例が多く発生することが考えられる場合
 ② 事故防止を受けた今後の対応が、他校・他施設と共有したいものである場合

各種報告様式については、
熊本県教育委員会ホーム
ページ「体育保健課 学校
給食・食育」で検索可能

様式 G
アナフィラキシーショック【食物、蜂、化学物質、運動誘発等】発生報告（速報・追加）

年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名
報告者：職名 () 氏名 ()

学校名	
学校長名	
学校の所在地	
児童生徒名 氏名	()年()組(男・女)
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
発生場所	
既往	学校生活管理指導表(有 無)原因物質等()
概要	※発生の経過、学校の対応、医療機関との連携等 エピペンの使用(有 無)
その後の経過	
※受信日	年 月 日 () 時 分頃; 受信者 ()

発生の都度、下記の順序で電話又はFAXにより速報する。内容は報告書のとおり。

*食中毒、異物混入、感染症、食
物アレルギー誤食、窒息事故等
について未然防止対策と非常時対応
の共通理解をお願いします。

児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題

食は人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、
健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないもの

【成長期の子供への食育】

生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培う大切な時期

【子供に対する食生活の乱れや健康に関して懸念される事項】

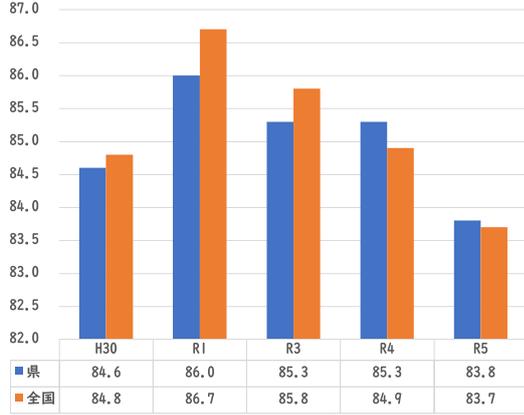
- ・偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ
- ・肥満や過度のやせ ・アレルギー等の疾患への対応
- ・増加しつつある生活習慣病と食生活の関係など

朝食摂取率の推移

朝食摂取率（毎日食べている）

小学生

【全学調査結果より】朝食摂取率（小学6年生）
「毎日食べている」

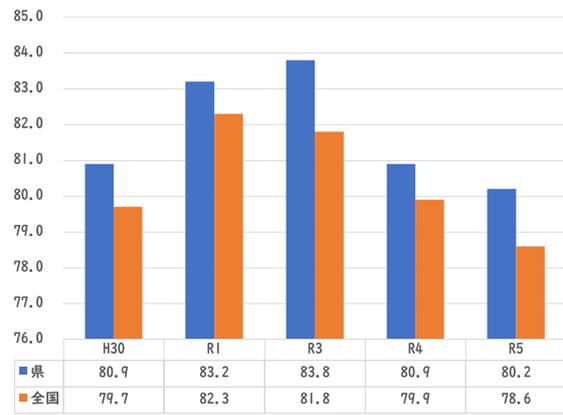


R2は調査を実施していない

R5全国学力・学習状況調査

中学生

【全学調査結果より】朝食摂取率（中学3年生）
「毎日食べている」



R2は調査を実施していない

令和4年度熊本県学校保健統計調査（肥満傾向児出現率）

図11 肥満傾向児出現率(男子)

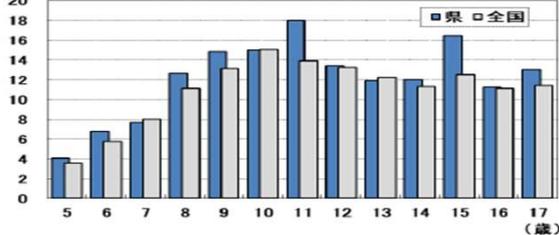


図12 肥満傾向児出現率(女子)

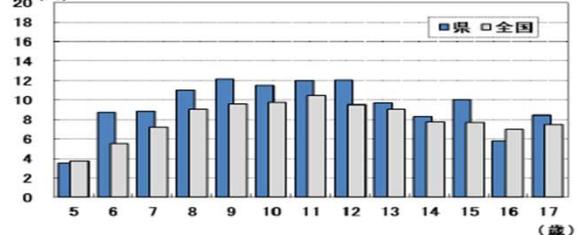


図13 肥満傾向児出現率の推移(男子)

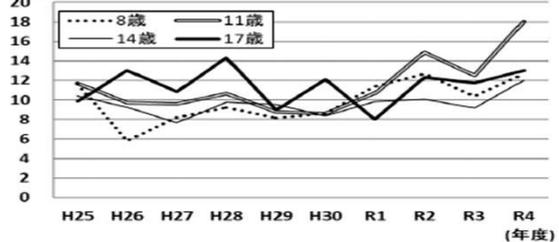
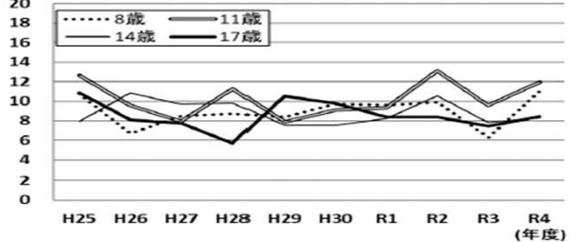


図14 肥満傾向児出現率の推移(女子)



肥満傾向児 出現率の増加

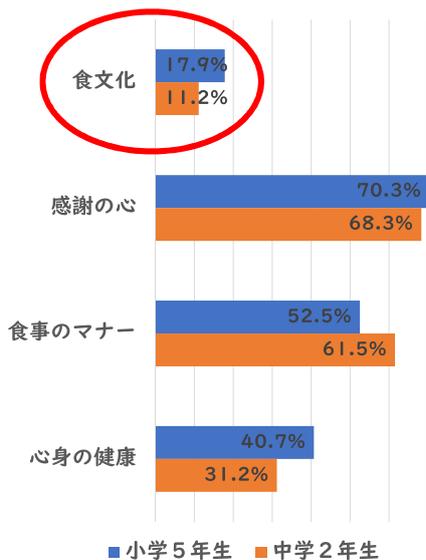
令和5年度健康教育実態調査結果（食育関係）

質問項目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
食に関する指導の全体計画の見直しを行った。	99.7	98.1	34.6	81.8
食に関する校内研修や会議（食物アレルギー等）を行った。	97.6	98.7	63.4	81.8
すべての学級において教科等の授業で食に関する指導と結び付けた学習を行った	98.8	97.6	88.5	85.5
すべての学級、一部の学級において給食の時間における食の指導を行った	97	97.5		95.5
食育について学校保健委員会等での協議を行った。	51.8	65	17.2	36.4
食育について外部人材を活用した。（他校の栄養教諭等、保護者、地域の方々）	66.3	58.1	44.2	31.8
「弁当の日」（家庭で子供または子供と家族の協力で弁当を作る日）を実施した。	35.5	41.9	7.7	4.5

単位（%）

R5 健康教育実態調査結果から

児童生徒の食に関する実態調査



【食育の視点】

食事の重要性 心身の健康 食品を選択する能力
感謝の心 社会性 食文化

■第4次食育推進基本計画

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むうえで重要である。

<目標>

- ・学校給食における地場産物を活用する割合が令和元年度から維持・向上した都道府県の割合
- ・栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数

90%以上

月12回以上

食育の推進について

